

住所移転者の選挙権の行使について（お知らせ）

令和8年2月8日（日）は衆議院議員総選挙及び
最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

最近、住所を移転された方の投票場所は次のようになります。

届出の別	届出の日	投票の場所	備考
転入届をされた方	令和7年10月26日以前	宇治市	いずれの場合も、 選挙人名簿に登録され ていることが必要で す。
	令和7年10月27日以後	旧住所地	
転出届をされた方	令和7年10月26日以前に 新住所地へ転入の届出	新住所地	
	令和7年10月27日以後に 新住所地へ転入の届出	宇治市	
転居届をされた方 (宇治市内で住所を 変更された方)	令和8年1月20日以前	新住所地	
	令和8年1月21日以後	旧住所地	

<注意>

1. 今回、投票ができる方は、平成20年2月9日以前に生まれた方です。
2. 令和7年10月27日以後宇治市へ転入届をされた方は、旧住所地の選挙人名簿に登録されている限り、旧住所地で投票ができますが、この場合、旧住所地の選挙区の候補者名を記載してください。
3. 期日前投票及び不在者投票の方法は、宇治市ホームページ又は各戸に配布される選挙だよりをご覧ください。
4. 宇治市に3か月以上継続して居住された後に転出され、新住所地で3か月経過しない場合、宇治市で投票できる場合があります。
5. 詳しくは、選挙管理委員会事務局(0774-20-8798)へおたずねください。

宇治市選挙管理委員会